

農地法第3条を申請される方へ

白鷹町農業委員会

1. 農地法第3条許可申請とは・・・

農地法では、食糧生産の源である農地の有効利用を図るため、農地の権利移動に対して制限を設けています。農地を農地として利用するために売買・賃貸借・贈与・使用貸借等をする場合は農業委員会の許可を必要とします。(農地法第3条第1項)

この許可申請のことを農地法第3条許可申請といいます。

2. 農地法第3条許可を受けるには・・・

(1)主な資格要件

- ・取得する農地と合わせて30アール以上の経営農家になること。
- ・取得する農地全てを自ら又は世帯員で将来にわたり耕作すること。
(他人に貸すため、あるいは売る目的での取得はできません。)
- ・耕作に必要な機械等を備えていること。
- ・譲渡人の意思が確認される方であること。

(2)申請手続き

農地法第3条申請用紙に必要事項を記入、押印し添付書類とともに農業委員会事務局に提出してください。但し、所有権移転であって全部事項証明と住所が異なる場合は原則住所変更登記を済ましてから申請して下さい。受付締切日は毎月10日です。**土日祝日の場合は、その直前の平日(開庁日)**となります。
※原則として本人申請ですが、代理申請の場合は本人自筆の委任状を添付してください。

(3)申請に必要な書類

権利の種類 必要な書類		所有権の移転 (売買・贈与・交換)	賃貸借権の設定 (有償の貸し借り)	使用貸借権の設定 (無償の貸し借り)	備考
3条許可申請書 (3部1セット) 3条許可申請書 別添 3-1、3-2、3-3		○	○	○	農業委員会又は町ホームページ
添 付 書 類	全部事項証明 (1筆ごと)	○	○	○	法務局(米沢支局又は長井サービスセンター)
	住民票 (譲渡人・譲受人が町外の方)	○	○	○	住所地の住民票交付窓口
	耕作証明書 (譲受人が町外の方)	○	○	○	住所地の農業委員会
	営農計画書(申請時の譲受人の耕作面積が30a未満の場合)	○	○	○	農業委員会
土地名寄帳	生前一括贈与の場合	—	○	税務出納課	

※所有者の全部事項証明(登記)の住所が現住所と異なる場合は、住民票等(現住所までの履歴のわかる書類)を添付してください。

※生前一括贈与を申請する際には、受贈者が贈与者の法定相続人であることを証明する書類(戸籍謄本)を添付してください。

※農業委員会で申請書を準備しております。